

**新興国株トリプル・ブルベアオープン
(新興国株トリプル・ブル)(新興国株トリプル・ベア)
信託終了(繰上償還)予定のお知らせ**

このたび、弊社では「新興国株トリプル・ブルベアオープン(新興国株トリプル・ブル)(新興国株トリプル・ベア)」(以下「各ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり信託を終了する予定でございますので、お知らせ致します。

この信託終了(繰上償還)につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律及び信託約款の規定にしたがい、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)の成立が必要となります。

記

1. 信託終了(繰上償還)の理由

各ファンドにつきましては、信託約款第 39 条において、受益権の総口数が3億口を下回った場合には、書面決議の成立(本議案の可決)をもって信託を終了(繰上償還)させることができるとしています。

現状、各ファンドの受益権の総口数は、3 億口を大きく下回る状態が長期に継続し、純資産残高の回復も見込み難いと判断されるため、信託終了(繰上償還)に関する書面決議をとることいたしました。

2. 信託終了(繰上償還)の手続き及び日程

①受益者の確定	:平成27年12月8日(火)
②書面による議決権の行使期限	:平成28年1月6日(水)(必着)
③書面による決議の日	:平成28年1月7日(木)
④信託終了(繰上償還)予定日	:平成28年2月4日(木)

本議案の議決権を行使できる受益者は、平成27年12月8日現在の各ファンドの受益者です。

3. 書面決議の結果

(1)本議案が可決(賛成する受益者(賛成とみなされた受益者を含みます。以下同じ。)の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2以上)された場合
⇒ 各ファンドは、平成28年2月4日(木)に信託終了(繰上償還)となります。

(2)本議案が否決(賛成する受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2未満)となった場合
⇒ 各ファンドは、信託終了(繰上償還)しません。

※上記のいずれの場合も、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ等でお知らせします。

4. ご換金のお手続きについて

本議案が可決され信託終了(繰上償還)を行う場合において、信託の終了に反対した受益者の方による受益権買取請求は、各ファンドの信託約款第45条に基づき、反対者の受益権買取請求規定の適用はありません。

解約(換金)をご希望の場合は、本議案への賛成・反対、あるいは本議案が可決し信託終了(繰上償還)が決定した場合においても、通常の解約(換金)請求として受け付けいたしますので販売会社までお申込みください。なお、その際の、解約(換金)価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

また、信託終了(繰上償還)が決定し信託終了日まで各ファンドを保有された場合は、償還金としてお受取りいただくこととなります。その際の償還価額は、平成28年2月4日(木)の基準価額となり、お支払いは、平成28年2月5日(金)からとなる予定です。

以上

平成27年12月8日

東京都港区六本木一丁目6番1号
SBIアセットマネジメント株式会社